

岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第1号

岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市町村が処理することとする事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表第1の6の2の項の規則で定めるものは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>第4条 条例別表第2の36の6の項の規則で定めるものは、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係る次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号）第7条第1項の規定による単身赴任届の受理、同規則第8条の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定並びに同規則第10条の規定による確認</p> <p>(2) 寒冷地手当の額等を定める規則（平成17年岩手県規則第82号）第6条第2項及び第7条の規定による額の認定</p>	<p>(市町村が処理することとする事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表第1の6の3の項の規則で定めるものは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号）第7条第1項の規定による単身赴任届の受理、同規則第8条の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定並びに同規則第10条の規定による確認</p> <p>(5) 寒冷地手当の額等を定める規則（平成17年岩手県規則第82号）第6条第2項及び第7条の規定による額の認定</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。